

第12回学会発表のまとめ

近代的コーポラティズム国家？ ヘーゲル「Korporation論」の再検討

大河内 泰樹（一橋大学社会学研究科准教授）

着任以来、自己紹介もかねて一度一哲学会で発表をするようにとの依頼を受けていたのだが、今回ようやくその責を果たすことができた。とはいえ、今回発表させていただいた内容は、発表者の既存の研究の発表というよりは、全く新しく最近取り組んでいる研究成果の一部である。発表の中で触れることができなかったが、本研究の着想を得たのは、別の研究プロジェクトで、大学論に取り組んでいる中でのことであった。大学は、そもそも<学ぶ者>と<教える者>との一種の組合組織として出発したものであり、その意味では一種のコルポラツィオンとして存在していたのである。

ヘーゲルのコルポラツィオン論といえば、ヘーゲル「法哲学」研究の中で、もっとも研究の盛んなテーマの一つであり、これまで主にヘーゲル「論理学」に取り組んできた門外漢の私が、今更介入することのできるようなテーマではないのかもしれない。しかし、やはりこれまでの研究には重大な欠落があったのではないかと考えている。それは法制史的な観点である。

ヘーゲル「法哲学」ないしはその政治哲学研究においては、一方でその歴史的な背景都の関連で議論されてきた。その主要なテーマの一つが、フランス革命である。さらに、「プロイセン一般ラント法」やシュタイン／ハルデンベルク改革の影響など、プロイセン史との関連は以前より取り上げられている。また最近では、ヘーゲルが実際に属していた西南ドイツ諸領邦における近代化の影響が指摘されている。ナポレオンに屈し、ライン同盟に属していた諸邦においては、急速な近代化が進展したのであった。しかし、コルポラツィオン概念については、他の哲学者社会理論家（たとえばフィヒテ、リスト）におけるコルポラツィオンやこれに類する概念との比較検討がなされ、またそのアクチュアリティについての指摘もなされているが、法制史的な背景についての研究が、ヘーゲルのコルポラツィオン論研究自体に反映されることはほとんどなかった。

そこで私が注目したのは「プロイセン一般ラント法」におけるコルポラツィオンの規定であった。啓蒙専制君主フリードリッヒ大王のもと編纂がすすめられ、その死後ようやく公布・施行された、プロイセンのこの包括的近代法典には「コルポラツィオン」についての規定が見られる。それは、「持続的な

公益的目的に zu einem fortdauernden gemeinnützigen Zwecke」に資するもの」として国家にその特権を認められる団体のことを指していた。

このようにコルポラティオンが規定されていること背景には、前近代的な特権的中間団体を、統制し、近代化しようとするプロイセン国家の意志が表れていた。他方、この法典編纂の最終段階においてフランスでは革命が勃発し、一七九一年には、ダラルド法およびル・シャプリエ法によって、中間団体の解体が規定された。

若きヘーゲルのフランス革命への熱狂はよく知られているが、後にヘーゲルは批判的な態度を取るようになる。その背景にあったのはこのような中間団体の廃止に対する懐疑であった。ヘーゲルはむしろ中間団体が存在することによって、市民にとって自由と自律が可能となると考え、ルソー的な一般意志と、その実現としてのフランス革命を『精神現象学』などで厳しく批判するのである。

さて、こうしたテーマを今回の発表のテーマに選んだのは、独仏の社会思想史に通じていらっしゃる本学の先生方やOBの方々から、当時の歴史的事情や、関連事項について様々な示唆がいただけるのではないかと期待からであったが、実際それは思惑通りとなった。

森村先生からは、フランスで革命後も中間団体をめぐる様々な軋轢があったこと、その際にコルポラティオンないしは特権といったことばを用いず、association という概念が用いられたのは、旧体制におけるコルポラティオンとは異なったものであることを強調するためであったと御指摘いただいた。これに対しては、実際ドイツにおいても1840年代あたりからAssoziationということばが用いられるようになるが、ヘーゲルの時代にこのことばが一般的ではなかったということに答えていただいた。加藤先生からは、『精神現象学』において「絶対的自由」に、分枝化された国家機構へのポテンシャルが認められているという私の指摘にたいして、それはどのように論理的に可能となっているのかという質問をいただいた。これについては、『精神現象学』においては、「精神章」においてこのあとドイツへと場面が移されても、それはカント的な自己意識としてであり、結局そこには『法哲学』に見られるような有機的国家機構が展開されていないことを述べ、そこで指摘されているポテンシャルが、十分論理的にあとづけられていないし、展開されてもいないということを指摘することで回答とさせていただいた。平子先生からは、シュタイン／ハルデンベルクの改革によるツunft解体によって、プロイセンの都市部において貧困化が進んでいたことについて御指摘いただいた。杉本隆司氏からは、ヘーゲルがなぜ、フランスにおいて最高国権に従属させられるものに、宗教や言語を例外としているかについてご質問いただいたが、これに報告者は適切な回答をすることができなかった。

いずれの、御指摘・質問も発表者にとってきわめて有益なものであり、今後の研究の方向性について重要な示唆をいただいた。ここに感謝申し上げるとともに、今後研究を進めていくことで、何らかの成果の形で、ご恩にお応えしたいと思う。